

反社会的勢力排除に関する確約書

東亜建設工業株式会社 御中

当社は、貴社との全ての取引・契約（過去および将来のものを含む。以下同じ。）に関して、次のとおり、反社会的勢力排除に関して確約しましたので、この確約書を差し入れます。

第1条 当社は、当社または当社の代表者、役員等、経営に実質的に関与している者もしくは当社が貴社との取引・契約の履行のために使用する下請業者、委託先その他第三者（その使用する者が数次にわたるときはその全てを含みます。以下「当社の関係者」という。）が、個人または法人であると問わず、現在および過去において暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋等その他の反社会的勢力（以下併せて「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与しまたは反社会的勢力と密接な関係もしくは取引のある法人等でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

第2条 貴社は、当社または当社の代表者、役員等、経営に実質的に関与している者もしくは当社の関係者が、次の各号の一に該当する場合、または前条の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告を要することなく直ちに当社との取引・契約の全部または一部を解除することができます。

- （1）貴社または貴社の関係者に反社会的勢力であることを述べたとき
- （2）反社会的勢力を利用していると認められるとき
- （3）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- （4）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- （5）自らまたは第三者を利用して、貴社または貴社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
- （6）その他前各号に準ずる行為があったとき

第3条 当社は、前条の規定により、貴社から当社との取引・契約を解除された場合には、当社に損害が生じても貴社に何らこれを賠償ないし補償を要求せず、この場合において、貴社に損害があるときは、当社はその損害を賠償します。

第4条 当社は、当社または当社の関係者が反社会的勢力による不当要求、工事妨害または契約の履行妨害（以下併せて「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または当社の関係者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点において、速やかに貴社にこれを報告し、貴社の捜査機関への通報および注文者への報告等に必要な協力を行います。

第5条 当社は、貴社との取引・契約を履行するに際して、当社の関係者をして、この確約書において当社が反社会的勢力排除に関して確約した内容と同趣旨の内容について書面により確約させ、その確約書を当社において取得し保管するとともに、貴社の求めに応じて、その原本を提示の上、写しを交付します。

第6条 当社が正当な理由なく前2条に違反した場合、貴社は、何らの催告を要することなく、当社との個別契約の一部または全部を解除することができます。この場合において、貴社に損害があるときは、第3条の規定を適用するものとします。

年 月 日

住 所
商 号
代表者

印

受 領 書

御中

上記確約書を確かに受領いたしました。

年 月 日

住 所
商 号
代表者